

ご注意

介護支援専門員の皆様へ

平成 29 年 4 月 1 日以降、知多北部広域連合の被保険者は、新たに、知多北部広域連合管外の事業所の「介護予防訪問介護相当サービス」または「介護予防通所介護相当サービス」を利用することができません。

プラン作成時には、必ず知多北部広域連合管内の事業所を利用していただきますようお願いいたします。

ただし、平成 30 年 3 月 31 日において知多北部広域連合の被保険者が利用し、知多北部広域連合から新たな指定を受けた事業所の場合、平成 30 年 4 月 1 日以降も引き続き「介護予防訪問介護相当サービス」または「介護予防通所介護相当サービス」を利用することができます。

※ 知多北部広域連合では、平成 29 年 4 月 1 日に「介護予防訪問介護」は「介護予防訪問介護相当サービス」に、「介護予防通所介護」は「介護予防通所介護相当サービス」に完全移行しましたので、請求コードにご注意ください（国保連へ「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」、「介護予防訪問介護相当サービス（独自）」及び「介護予防通所介護相当サービス（独自）」の請求はできません。）。

※ ただし書きに該当しない事業所の「介護予防訪問介護相当サービス」または「介護予防通所介護相当サービス」を利用した場合、給付費または総合事業費の支給が受けられません（国保連への請求もできません。）。

問合せ先

知多北部広域連合事業課給付係

T E L 052-689-2263

F A X 052-689-2265

E-mail kyuufu@chitahokubu.or.jp